

災害対策本部の本部員に女性を配置、地域防災計画に男女共同参画の視点を導入した事例です。豊島区では、男女共同参画の視点を防災対策に取り入れる意識がすでに醸成されており、様々な機会を捉えて災害対策や平常時の活動に女性の視点を取り入れています。では、取組の概要を説明します。

【ポイント】

- ① 災害対策本部の本部員に男女平等推進センター所長を配置するよう計画に明記
- ② 区避難所(救援センター)に1名以上女性を配備すること等を計画に明記
- ③ 区避難所(救援センター)の開設や運営において、女性や要配慮者(高齢者や障害者など)への配慮の必要性を理解するための研修の実施

次に、取組に至った背景・経緯について説明します。

【背景・経緯】

これまでの災害のたびに女性が厳しい状況に置かれる事例が多数発生し、災害対応への女性の視点の必要性を強く認識していました。しかし、当時の災害対策本部の本部員に男女平等推進センター所長は入っていなかったため、災害対策本部の本部員に男女平等推進センター所長を配置するよう計画に明記しました。

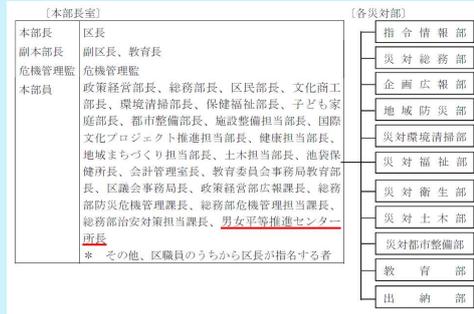
令和元年台風19号で開設した救援センターには、女性職員は配備されませんでした。その教訓を踏まえて、地域防災計画を変更し、区避難所(救援センター)に1名以上女性職員を配備することを計画に明記しました。

男女平等推進センターと防災危機管理課が同じ総務部内にあり、意見交換をする機会が多かったことから、防災危機管理課においても災害時の女性の困難についての理解がありました。そのため、区避難所(救援センター)の開設や運営において、女性や要配慮者(高齢者や障害者など)に対する配慮の必要性を理解するための研修を実施することができました。

## ◆ 取組内容

## ① 災害対策本部の本部員に男女平等推進センター所長を配置するよう計画に明記

- 災害時に、厳しい状況に置かれやすい女性に対して考慮しなくてはならない点は様々であり、女性の視点からどのように対応していくべきかといった点で、庁内で合意。
- 災害対策本部の本部員に、男女平等推進センターの所長を配置することで、女性の視点からの意見を生かせる体制とすることとし、地域防災計画に定めた。



災害対策本部組織図

2 / 6

豊島区で実施した取組について説明します。

## ① 災害時の意思決定段階に男女平等推進センター所長を配置

## 【ポイント】

- 地域防災計画で、男女平等推進センターの所長を本部員に配置することとした。

## 【取組】

- 災害時に、厳しい状況に置かれやすい女性に対して考慮しなくてはならない点は様々であり、女性の視点からどのように対応していくべきかといった点では、庁内での異論は全くありませんでした。

## 【出典】

災害対策本部組織図：豊島区地域防災計画 II 震災対策編 P79

◆ 取組内容

② 区避難所(救援センター)に1名以上女性を配備すること等を計画に明記

- 地域防災計画を変更し、区内35カ所の救援センターを開設する際には、可能な限り1名以上の女性職員を配備することを記載。

- その他、住民主体の救援センターでの運営においても、必ず女性が一定の割合は参加するよう配慮すること等、女性の視点を踏まえた対策を記載。

オ 救援センターの開設準備  
 (1) 災害対策本部会議の決定に基づき、救援センターの開設準備を行う。  
 (2) 台風等の風水害に開設する救援センターは、神田川浸水想定区域内の高南小学校を除く34の救援センターとし、しほセンタースペースの計35カ所とする。  
 (3) 開設する救援センターの名称、住所、開設時期等は、区ホームページ、安全・安心メール、SNS、防災行政無線、戸別受信機等を使用し、広く区民に周知する。  
 カ 職員配置態勢の決定  
 (1) 各救援センターに配備する職員数は、地域本部は8名、その他の救援センターは6名を基準とする。  
 (2) 各救援センターに配備する職員のうち、しほセンタースペースに配備する職員は、災害対策委員の中から防災危機管理課長が指名する。その他の救援センターについては、震災時と同様、年度当初に指定した地域配備職員を配備する。  
 (3) この際、可能な限り各救援センターに1名以上の女性職員を配置するよう留意する。  
 (4) あらかじめ、ローテーション勤務のシフト表や、休憩スペースについて検討する等、持続可能な職員の勤務体制を確立する。  
 キ 医療体制の構築  
 (1) 豊島区医師会等との連携を図り、各地域本部及びしほセンタースペースに救援セ

豊島区地域防災計画(案) Ⅲ風水害対策編より

第2部 災害対策本部  
 第1章 救援センター、福祉避難センター、福祉救援センター  
 第3 救援センターの運営  
 1 運営主体  
 ○ 救援センター運営調整会議のもと、住民が中心となって運営し、必ず女性が一定割合は参加するよう配慮し、男女双方の視点を導入した運営を確保する。  
 ○ 学校や区・ボランティアなどの関係機関は、住民による救援センターの運営を支援する。  
 ○ 救援センター運営期間における救援センター運営協議各部の役割は、以下のとおりとする。

担当	各部	業務内容
救 護 部	(1)	救援センターの運営調整(避難スペース・施設等共用部分調整等)
	(2)	車両割り(一般の避難者、要配慮者、ペット連れ等)
	(3)	生活ルールづくり
福 祉 部	(4)	ボランティア等人材の整備
	(5)	要配慮者のケア(福祉収容の申込、生活の支援)
	(6)	避難自動車受入れ者の福祉救援センター等への移送
	(7)	地域本部との連絡調整

豊島区地域防災計画 Ⅱ震災対策編より

②区避難所(救援センター)に1名以上女性を配備すること等を計画に明記

【ポイント】

- 地域防災計画を変更し、区内35カ所の救援センターを開設する際には、可能な限り1名以上の女性職員を配備することを記載した。
- 住民主体の救援センターでの運営においても、必ず女性が一定の割合は参加するよう配慮すること等、女性の視点を踏まえた対策を記載している。

【出典】

豊島区地域防災計画(案) Ⅲ風水害対策編 P.8

豊島区地域防災計画 Ⅱ震災対策編 P.161

事例10	災害対策本部の本部員に女性を配置 地域防災計画に男女共同参画の視点を導入	豊島区
<p>◆ 取組内容</p> <p>③ 女性や要配慮者(高齢者や障害者など)に対する配慮の理解を促す避難所開設・運営研修の実施</p> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区避難所(救援センター)の開設や運営において、女性や要配慮者(高齢者や障害者など)といった厳しい状況に置かれやすい方への配慮が必要であることを理解するための研修を実施</li> <li>● 講師は、男女平等推進センターの登録団体の代表であり、男女共同参画の視点からの防災に知見のある先生に依頼。</li> <li>● この研修によって、多くの職員が災害時における女性の視点の重要性について理解した</li> <li>● 豊島区男女平等推進センターと防災危機管理課と合同で、防災危機管理課や関係する部署、興味・関心のある職員を対象に平成28年から3年間実施</li> </ul> <div style="float: right; margin-top: 10px;"> <p>&lt;その後の取組み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修での学びは、令和元年度から毎年、全避難所で行う訓練の中に引き継がれた</li> <li>・訓練参加者に図面等を渡して、例えば、女性用の物干し場の場所など、女性の視点に立って配置しなければいけない点への対応を考え、実施してもらうなどして、理解・意識の継続を図っている</li> </ul> </div> </div> <p>◆ 現在の活動</p> <p>○「震災対策推進本部」の各ワーキンググループにて 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策を検討</p> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区長を本部長とする「震災対策推進本部」を令和2年6月に発足。 &lt;検討中の対策例&gt;</li> <li>● 下記の5つのワーキンググループで、男女共同参画の視点を入れながら検討を進めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営</li> <li>・在宅避難者支援</li> <li>・要配慮者支援</li> <li>・感染症対策</li> <li>・従事職員支援</li> </ul> </li> <li>● 救援センターの配備職員用に男女別で安全に宿泊できる部屋を用意する</li> <li>● 豊島区内の保育園と協定を結び、従事職員の子供を預けられるようにする</li> </ul> </div>		

③区避難所(救援センター)の開設や運営において、女性や要配慮者(高齢者や障害者など)に対する配慮の必要性を理解するための研修を実施

【ポイント】

- 豊島区男女平等推進センターと防災危機管理課が合同で、防災危機管理課や関係する部署、興味・関心のある職員を対象に平成28年から3年間研修を実施。

【取組】

- 災害時の救援センター(避難所)の開設や運営に、女性や要配慮者(高齢者や障害者など)といった厳しい状況に置かれやすい方に配慮が必要であることを理解するための研修です。
- 講師は、男女平等推進センターの登録団体の代表であり、男女共同参画の視点からの防災に知見のある先生※に依頼しました。

※講師: 減災と男女共同参画研修推進センター共同代表 浅野 幸子氏、母と子の育児支援ネットワーク代表 MSWカウンセラー 本郷 寛子氏

- この研修によって、多くの職員が災害時における女性視点の重要性について理解しました。

[その後の取組]

- この研修での学びは、令和元年度から毎年、全避難所で行う訓練の中に引き継がれました。
- 訓練参加者に図面等を渡して、例えば、女性用の物干し場の場所など、女性の視点に立って配置しなければいけない点への対応を考え、実施してもらうなどして、理解・意識の継続を図っています。

豊島区の現在の取組です。

【ポイント】

- 区長を本部長とする「震災対策推進本部」を令和2年6月に発足した。
- 5つのワーキンググループに分かれ、男女共同参画の視点を入れながら対策を進めている。

【参考】

- ワーキンググループで検討中の対策例
  - ・ 救援センターの配備職員用に男女別で安全に宿泊できる部屋を用意する
  - ・ 豊島区内の保育園と協定を結び、従事職員の子供を預けられるようにする

事例10	災害対策本部の本部員に女性を配置 地域防災計画に男女共同参画の視点を導入	豊島区
<p><b>◆ 取組のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 発災直後から男女共同参画の視点を取り入れた対応ができるよう、意思決定・現場対応における体制を強化し、地域防災計画に定めた</li> <li>✓ 男女共同参画の視点を入れた防災研修や訓練を行い、職員の知識と意識を向上させた</li> <li>✓ 男女平等推進センターと防災を担当する部署が連携し取り組んだ</li> </ul>		
<p><b>【担当者のメッセージ】</b></p> <p>豊島区では、避難所開設・運営の主体は地域防災組織(町会や自治会)ですが、広く区民に呼び掛け、防災に興味がある女性に対して「女性の視点からの防災講座」を令和元年度に開催しました。コロナ禍で訓練もままならない状況ですが、令和3年度は受講者にも避難所開設・運営訓練に参加していただく予定です。また、防災危機管理課はほぼ男性で占められていますが、生理用品の備蓄においては、他課の女性職員の意見を参考に、真に必要とされる備蓄量の算定を行いました。</p> <p>これからも、女性の参画のみにとどまらず、女性の声をしっかりと受け止めて形にすることができるような環境作りに努めていきます。</p>		
団体の概要 問い合わせ先	<p><b>東京都 豊島区 総務部 防災危機管理課</b></p> <p>所在地:〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所5階 Tel. 03-3981-1111 ※ Fax. 03-3981-1280 ※ ※豊島区コールセンターの番号です。ここから各課に取り次がれます。 HP <a href="http://www.city.toshima.lg.jp/042/kuse/soshiki/somu/006520.html">http://www.city.toshima.lg.jp/042/kuse/soshiki/somu/006520.html</a></p>	
5 / 6		

「豊島区」による男女共同参画の視点からの取組ポイントは、この3点です。

- 発災直後から男女共同参画の視点を取り入れた対応ができるよう、意思決定・現場対応における体制を強化し、地域防災計画に定める
- 男女共同参画の視点を入れた防災研修や訓練を行い、職員の知識と意識を向上させる
- 男女平等推進センターと防災を担当する部署が連携し、取り組む

**【担当者のメッセージ】**

豊島区では、避難所開設・運営の主体は地域防災組織(町会や自治会)ですが、広く区民に呼び掛け、防災に興味がある女性に対して「女性の視点からの防災講座」を令和元年度に開催しました。コロナ禍で訓練もままならない状況ですが、令和3年度は受講者にも避難所開設・運営訓練に参加していただく予定です。また、防災危機管理課はほぼ男性で占められていますが、生理用品の備蓄においては、他課の女性職員の意見を参考に、真に必要とされる備蓄量の算定を行いました。

これからも、女性の参画のみにとどまらず、女性の声をしっかりと受け止めて形にすることができるような環境作りに努めていきます。